

審議会等及び懇談会等行政運営上の会合への  
女性委員の登用促進について

平成 1 4 年 9 月 9 日

文部科学省男女共同参画推進本部決定

- 1 審議会等への女性委員の登用については、平成15年度末までのできるだけ早い時期に、委員総数に占める女性委員の割合が、国際的な目標である「30%」を達成できるよう鋭意努めるものとする。また、目標の達成後も引き続き30%以上を維持するとともに、審議会等の委員の人選が、男女共同参画社会の形成に資するものとなるよう一層努めるものとする。

委員の人選に当たっては、次のとおり運用するものとする。

- (1) 各審議会等の女性委員の割合について、少なくとも20%以上とするよう努めること。
- (2) 審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員についても、女性委員の割合を高めるよう努めること。

- 2 懇談会等行政運営上の会合については、女性委員の割合を高めるよう鋭意努めるものとする。